

令和6年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備 考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 (総務部人事課)	3	2	1	受理件数のうち 1件は調査中
外部窓口 (外部窓口通報処理者)	5	5	0	
計	8	7	1	

(2) 通報の概要

【受理】

(総合窓口分：2件、外部窓口分：5件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-1	(受付) 外部窓口 R6.9.3 総務部 R6.9.6 (調査結果 の通知) R6.12.23	① 職員は物品購入契約において、契約履行の検査を自らせず、行政事務支援員の確認をもって自ら検査したことにし、自ら検査したことの証拠として自らの認印を押印している。これは、虚偽公文書の作成及び同行使である。 ② 行政事務支援員は定型的な業務に従事する職員であることから、賠償責任を負うかもしれない検査をさせることは不適切であり、所属長は検査員の選任を適切に履行していない。 ③ 職員は行政事務支援員が納品の確認をし、検査した旨の押印は実際には検査をしていない部下職員が行っていることを把握していないが、これを是正していない。さらに、部下職員が	① 検査員たる職員が行政事務支援員に検査業務の一部を委ね、分担しているのであり、行政事務支援員から品目・数量等納品物の内容について報告を受けた職員が検査員として押印しているため、検査自体は検査員たる職員の責任のもと行われている。 したがって、公文書の内容に虚偽があるとは言えず、虚偽公文書の作成及び同行使にはあたらない。 ②③④ ①のとおり、検査員たる職員は、行政事務支援員からの報告を受け、自らの責任のもと検査を行っているのであり、検査業務は適切に行われている。 なお、行政事務支援員は、「職員の指揮のもとに内部事務又は特定の事務の一部を処理する」職として整理されており、一般的な物品購入に係る検査を行政事務支援員に命じたとしても、不適切であるとは言えないと考えられる。

		検査をしても、行政事務支援員が確認して部下職員が検査したことにしてもらってもいいとしており、①、②を助長するものである。 ④ 検査印が虚偽のものであるのに支出をしていることは、地方自治法及び三重県会計規則違反であり、反復継続されていることから悪質である。	
--	--	---	--

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-2	(受付) 総務部 R6.10.28		調査中

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-3	(受付) 外部窓口 R6.12.19 総務部 R6.12.20 (調査結果の通知) R7.2.19	① 少なくとも令和元年度から市町向け法律相談窓口設置業務委託を行っているが、令和元年度から現在まで相談実績が少なく、相談実績に見合わない金額の支払いをしている。これは、地方自治法第2条第14項（最小の経費で最大の効果）に違反している。 ② 法令に違反した支出とならないよう確認する義務があるにもかかわらず、改善を求めず、漫然と支払いを続けている。	① 各市町で発生した法的課題を解決し、県全体で円滑な制度の推進を図るために、県によって、制度を熟知した弁護士が対応する相談窓口が設置されている。 また、当該業務委託は、(旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準における最低額をもとに算出された金額が支払われている。 以上のことから、当該相談窓口は、適切な制度運用のために必要不可欠であり、また、その業務委託は必要最小限の経費で行われているため、地方自治法違反にはあたらない。 ② ①のとおり、市町向け法律相談窓口設置業務委託は、必要かつ適切な業務委託であることから、改善指導の対象ではない。

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-4	(受付) 外部窓口 R6.12.20 総務部 R6.12.20 (調査結果の通知) R7.1.27	① 所得税法 225 条第 1 項第 3 号による支払調書のうち、内国法人（人格のない社団等を含む）への支払い分を税務署に提出する義務があるが、これが行われていない可能性がある。担当所属は、例年発出している各部局あて通知に法定調書のリンクを掲載して発出したのみで、積極的な是正策を講じておらず、その役割を十分に果たしていない。	① 担当所属は、各部局あて、令和 6 年 1 月 22 日付け事務連絡「令和 6 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について」を発出し、法定調書の提出及び作成にあたっての留意事項を呼び掛けている。 しかし、留意事項を確認せずに事務を進めている各部局の担当者がいたことから、再度、周知を行う必要があることが確認された。 調査結果に基づき、より具体的な注意喚起を行うため、令和 7 年 1 月 10 日付け事務連絡「報酬、料金、契約及び賞金の支払調書の作成について」を発出して再度の周知を行うとともに、各部局に直接、当該事務連絡の周知と概要の説明を行った。

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-5	(受付) 外部窓口 R7.1.6 総務部 R7.1.8 (調査結果の通知) R7.3.18	① 少なくとも令和 3 年 4 月以降、管理小屋において電気を使用していないことを知っていたにもかかわらず、同小屋の電気契約を継続したことから、令和 6 年 6 月に解約するまでの間、毎月 2,860 円（その後、約 2,900 円に増額）の損害を県に与えた。これは、地方自治法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）に違反している。 ② 法令に違反した支出とならないよう確認する義務があるにもかかわらず、担当所属に対し改善を求めず、漫然と支払いを続けた。また、同小屋において電気を使用していないことは認識しており、令和 5 年	① 同小屋は、平時は休憩所として利用されているが、悪天候等の緊急時は避難小屋としての役割を担っているため、当該電気契約を継続していた。 一方で、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて実施する建替工事の施工に伴い、見直しを図るため、当該電気契約も令和 6 年 6 月に解約した。 以上のことから、当該電気契約は継続の必要性があったものであり、地方自治法違反にはあたらない。 ② ①のとおり、当該電気契約は、同小屋が避難小屋として機能するために必要な契約であったことから、改善指導の対象ではない。

		度に担当所属へ疑義を伝えているものの、積極的な改善指導を行わず、結果漫然と支払いが継続されていた。	
--	--	---	--

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-6	(受付) 総務部 R7.2.17 (調査結果の通知) R7.6.6	① 通報対象者は、職場に私物の冷蔵庫を持ち込み個人使用している。当該冷蔵庫の電気代は県の費用で支払われているため盗電であり、窃盗や横領にあたる。 ② 通報対象者は、公共交通機関による通勤であると聞いていたところ、車通勤をしていると思われる様子がある。公共交通機関による通勤手当を支給されている場合、車通勤をしている、又はしていた期間は手当の不正受給であり、横領や脱税にあたる。	① 通報対象者の所属はリサイクルセンターから調達した冷蔵庫を利用していた。しかし、あまり冷えなくなったために代替機を探したが、リサイクルセンターに在庫がなく、また職員互助会の福利厚生事業も時期が合わず活用できなかったことから、暫定的な措置として通報対象者の善意により提供された冷蔵庫を、所属長了承のうえで共同利用しているものである。 職員の健康管理など福利厚生観点から、暫定的な措置として、必要なものであると認識している。 ② 通報対象者は子の送迎等で月に数日は自動車通勤していることを確認したが、手当の不正受給や横領、脱税にあたる行為は確認できなかった。 一方で、自動車通勤の割合が現在よりも多くなれば、通勤方法の変更申請が必要になる場合もあることや、その場合は遅滞なく申請を行うように注意喚起を行った。 なお、公共交通機関を利用する職員に対する通勤手当の支給については、その支給対象を「通勤のため、交通機関又は有料の道路を利用し、その運賃・料金を負担することを常例とする職員」としており、公共交通機関を利用していない日があったとしても、直ちに不正受給にあたるものではないことを申し添える。

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-7	(受付) 外部窓口 R7.2.27 総務部 R7.2.28 (調査結果 の通知) R7.3.27	① 通報対象者は、ビジネスチャットアプリ slack の所属チャンネル内で、新聞記事の電子ファイルを投稿した。これにより、当該新聞社に対して、著作権法第23条第1項の公衆送信権を侵害し、電子ファイルの作成にあたり同法第21条の複製権を侵害した。 ② 通報対象者は、ビジネスチャットアプリ slack の所属チャンネル内で、テレビ番組画面、マスメディアホームページ画面を投稿した。これにより、当該マスメディアに対して、著作権法第23条第1項の公衆送信権を侵害し、電子ファイルの作成にあたり同法第21条の複製権を侵害した。 ③ 通報対象者は、ビジネスチャットアプリ slack の所属部局チャンネル内で、芸能人の顔が載った電子ファイルを投稿した。これにより、当該芸能人に係るパブリシティ権を侵害した。 ④ 通報対象者は、庁内の情報共有用アプリにおいて、自身のプロフィールのアイコンに、キャラクターの画像を使用している。これにより、当該キャラクターの作者の著作権を侵害した。	①②③④ Slack 等の庁内情報共有ツールの利用に関しては、利用ルールや利用要領、基準等により、適切な運用について必要な事項が定められているところである。 担当所属では、当該ルール等を踏まえて適宜運用状況をチェックしており、著作権等に反する恐れのある投稿等を発見した場合は、対象職員へ連絡し、即時削除を指示する対応を行っている。 今回の通報内容について、実際の投稿等を確認したところ、是正すべき内容であることが確認されたため、投稿等を行った職員に連絡のうえ即時削除を指示するとともに注意喚起を行った。 あわせて、令和7年3月19日付け事務連絡「Slack の適切な利用について」を全所属向けに発出し、Slack に追加する絵文字、アイコン、投稿する画像等について著作権その他の権利を侵害することのないよう、改めて注意喚起及びルールの周知を行った。

【不受理】

(総合窓口分：1件、外部窓口分：0件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-8	(受付) 総務部 R7.3.9 (不受理の 通知) R7.3.13		三重県職員等公益通報取扱要綱第3条第1項各号に規定する職員等に当たらないため、不受理。